○内閣府告示第四百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　人吉市

二　構造改革特別区域の名称　人吉ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　人吉市の全域

○内閣府告示第四百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県

二　構造改革特別区域の名称　Ｏ〔ＩＴ〕Ａ高度情報化特区

三　構造改革特別区域の範囲　大分市の全域

○内閣府告示第四百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

二　構造改革特別区域の名称　元気みやざきフレッシュＩＴ人材特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮崎県の全域

○内閣府告示第四百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　那覇市

二　構造改革特別区域の名称　なはＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　那覇市の全域

○内閣府告示第四百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　名護市

二　構造改革特別区域の名称　名護市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　名護市の全域

○内閣府告示第四百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の名称　ずっとおおさき・いつかはおおさき実現プロジェクト～地域資源のポテンシャルを活かした地域再生～

二　地域再生計画の作成主体の名称　大崎市

三　地域再生計画の区域の範囲　大崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び雇用創造先導的創業等奨励金（三の六）

○内閣府告示第四百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　地域再生計画「石川県産業革新戦略」

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第四百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　香川県仲多度郡まんのう町

二　地域再生計画の名称　民間活力（ＰＰＰ・ＰＦＩ）活用によるまんのう町活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　香川県仲多度郡まんのう町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五④）

○内閣府告示第四百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　垂水市

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用したツーリズムの振興と地域特産物の新たな活用による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　垂水市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第四百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　糸満市

二　地域再生計画の名称　糸満「海幸・陸幸」資源活用型人材育成事業～夢の持てる、住み続けたいまち実現プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　糸満市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）